

令和6年度第6回公立大学法人長野県立大学評価委員会

日 時：令和6年12月11日(水)

9時30分～10時55分

場 所：長野県庁西庁舎302号会議室

1 開 会

○丸山県民の学び支援課長

それでは、皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより「令和6年度第6回公立大学法人長野県立大学評価委員会」を開会いたします。

本日の出席者を御報告いたします。本日は、委員全員の皆様に御出席いただいております。清水委員には、ウェブ参加で御出席をいただいております。長野県附属機関条例第6条の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、以降の議事の進行を、山沢委員長にお願いしたいと思います。

山沢委員長、よろしく願いいたします。

2 協議事項

- (1) 公立大学法人長野県立大学の出資等に係る不要財産の納付について
- (2) 地方独立行政法人法改正（年度評価廃止）に伴う対応について
- (3) 公立大学法人長野県立大学の第1期中期目標の期間の業務実績の評価について

○山沢委員長

皆様、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、9月24日の第5回の評価委員会に続きまして、第6回の評価委員会ということでございます。議題は三つございます。三つ目が、前回に引き続きまして第1期中期目標期間の業務実績の評価でございまして、その前に二つ入りました。

最初が、公立大学法人長野県立大学の出資等に係る不要財産の納付についてでございます。二つ目が、地方独立行政法人法改正（年度評価廃止）に伴う対応についてということで、この二つが追加となりました。

では、議題に入りまして、(1)公立大学法人長野県立大学の出資等に係る不要財産の納付についての議論を始めたいと思います。

まず、事務局から御説明をいただきます。丸山課長、お願いいたします。

○丸山県民の学び支援課長

それでは、資料1の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

12月3日付で、公立大学法人長野県立大学から知事宛てに、出資等に係る不要財産の納付について許認可申請がございました。

資料2を御覧いただけますでしょうか。

「公立大学法人の出資等に係る不要財産の納付の取扱いについて」でございます。

地方独立行政法人法改正の条文を載せてございますけれども、第42条の2第1項の規定によりまして、法人は出資等に係る不要財産、設立団体、今回でいいますと長野県から出資を受けた財産が不要になった場合には、設立団体の長、この場合ですと県知事の認可を受けてこれを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体、出資した団体に納付するものとするということとなっております。

また、42条の2の第5項で、設立団体の長、知事は、この認可をしようとするときはあらかじめ評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならないこととされております。

今回公立大学法人長野県立大学から長野県に対して、長野県の出資した財産は不要になったということで、その不要出資等に係る不要財産の納付について申請がありましたので、認可に当たって意見をお伺いさせていただくものでございます。

なお、知事宛てに本日議論をいただいた結果、評価委員会の意見を提出していただく際には、資料3で知事宛てにこうした形での意見書の文書を提出することを想定しております。

「記」の下にありますとおり、不要財産の納付の認可については適当である、または以下の理由により不適当であるということで、意見書を出していただくことを想定しております。

それでは、今回の対象になっております不要と判断した財産について御説明いたします。戻って恐縮ですが、資料2を御覧いただきたいと思えます。

県立大学の配置図を載せておりますけれども、この図でいきますと右下、赤い囲みがありますが、大学の敷地入り口の右手にある旧学生寮の明和寮について、今回不要財産の納付の申請がございました。

こちらの建物については、御案内のとおり、県立大学の1年生は1年次全寮制ということで、別の場所、長野市の市街地に象山寮という寮がありまして、今はそちらで1年生全員は生活しております。従いまして、この寮は今寮としては当然使っておりません。平成29年に寮とすれば廃止をされて、以降は、大学の器具庫、備品庫、倉庫ということで利用するため、開学時に長野県から現物出資をし、現在まで1階の一部を倉庫として利用しております。

建物ですけれども、昭和54年4月建築の鉄筋コンクリート造の3階建て、築44年を経過します。耐震性はあるんですけれども、使用するには水道や電気設備を中心に、大規模な改修が必要な状況でございます。法人からは、申請書に記載のとおり、電気・ガス・水道などの生活インフラが老朽化のため復旧困難であり、安全上及び衛生上の業務での使用に耐えられないため、使用する見込みがないということで、不要財産として納付の認可申請が提出された状況でございます。

県としますと、旧明和寮は、今後使い道もないということで、敷地の入り口にある建物でございますので、不要財産として県に納付することについては適当と考えています。

仮に、本日この評価委員会で認可は適当との御意見をいただいた場合の今後の想定スケジュールでございますけれども、先ほど地方独立行政法人法の規定を御覧いただきました

けれども、認可に当たってはさらに議会の議決が必要になります。このため、本日評価委員会の皆さまから認可が適当という御意見をいただいた場合には、次の2月の県議会で、この不要財産の納付について、議案として県議会に提出する予定でございます。その後県議会で御議決をいただきましたら、県として認可をし、年度内には法人から県へ明和寮を納付、移管していただく形になります。

仮にそうなった場合には、県では、来年度より除却、建物の解体について検討していくことを予定しております。

なお、大学側では、除却後の跡地については、駐車場の拡張、あるいは本郷駅という駅が近くにあるんですけれども、そこからの通学路の整備というようなことで、今後跡地利用について検討していくと聞いております。

説明は以上でございます。

○山沢委員長

ありがとうございます。ただいまの御説明について、御質問、御意見等ございましたら御発言をよろしくお願いします。

○山浦委員

返そうと思えば返せるんですか。

○丸山県民の学び支援課長

はい。

○久保田委員

資料2で、象山寮のことが書いてあるんですが、寮は1年間だけじゃないと思っていたんですが、1年生の分しかないんですか。2年以降は出ちゃうんですか。

○丸山県民の学び支援課長

2年以降は一部の生徒はいわゆる先輩寮生みたいな形でいます。あと留学生は、先生おっしゃるとおり1年生以外にも入っている方はいらっしゃいます。ただ通常の学生は、逆に1年のときは絶対にそこに入らなきゃいけないというようになっています。長野市内に住所があっても。

○久保田委員

もう一点は、明和寮の跡地ですが、職員が通路とか駐車場とか必要なものはあるんでしょうけれども、そういう使い方じゃなくて、学生に考えさせればいけないじゃないですか。

○山沢委員長

市民と対話なんかする場所としてはいいところですね。そういう必要が出てくるんじゃないでしょうか。後ろ側なのか。

○丸山県民の学び支援課長

ちょうど地図が切れているんですが、図で言うと、明和寮のすぐ下の場所は狭い道路を挟んでもう住宅地で民家があるんです。

○山沢委員長

いかがでしょう。よろしいですか。委員会としては認可は適当ということにしたいと思えます。

(委員同意)

○山沢委員長

ありがとうございます。

では、次の議題に入らせていただきます。(2) 地方独立行政法人法の改正(年度評価廃止)ということでございます。これについて、まず事務局から御説明をいただきます。

丸山課長お願いします。

○丸山県民の学び支援課長

それでは引き続きまして、資料4を御覧いただきたいと思えます。

資料4「地方独立行政法人法改正(年度評価廃止)に伴う対応について」を御覧いただきたいと思えます。

まず、1の法改正の概要でございますけれども、昨年度委員の皆様任期始まりの際にも御説明させていただいたところですが、令和5年、昨年6月に地方独立行政法人法が改正をされまして、公立大学法人にこれまで策定が義務づけられていた年度計画、それから私ども公立大学法人評価委員会に義務づけられていた毎年の年度評価が廃止をされました。

あわせて、適正な業務運営のため中期計画に指標を明記することが逆に規定されました。これに関連をしまして、本日は大きく2点お諮りしたいと思えます。この資料4でいいますと、その下の「2 法令改正に伴う対応」ですが、本日委員の皆様にお諮りしたいのは2点、まず(1)の要領等の改廃について、若干技術的なところでございます。それともう一点は、(2)の来年度以降の評価委員会の進め方ということになってくるんですが、中期計画の進捗状況の確認方法について、大きく2点お諮りをしたいと思っております。

まず、1点目の年度評価に係る要領等の改廃について御説明させていただきたいと思えます。

(1)になります。地独法の改正に伴いまして、(1)に記載しております関連する実施要領ですとか基本方針四つでございます。このうち本日委員の皆様にお諮りしたいのは、黒い太枠で囲っております上の二つになります。

年度評価が廃止されたことに伴いまして、業務実績評価に関する基本方針、その中から年度評価という記述を削除させていただき改正と、年度評価に係る実施要領、これはそもそも年度評価がなくなってしまうので、これの廃止についてお諮りをしたいものでございます。

まず、1行目上の行の基本方針の改正について、詳細が資料5、それから資料6を御覧

いただきたいと思えます。

資料5-1ということで、改正案を見え消しにさせていただきます。消してある部分、赤字で取消線が引いてありますけれども、要は年度評価に関する部分を完全に削除して、それに伴った項番号ですとかが一部繰上げで変更になっているものでございます。資料5-2は溶込ということで、改正後の案でございます。

一番分かりやすいのは、恐縮ですが資料6の新旧対照表を御覧いただければと思えます。右側が現行の業務実績評価に関する基本方針、左側が改正案になります。

まず2の「評価の種類と目的」ということで、評価委員会においては、以下の評価を実施するというので、これまでは右側の現行のほうは、(1)で年度評価、(2)で見込評価で、(3)で期間評価ということで3種類評価していただいておりますが、左側の改正案、(1)削除ということで、今後は法律に義務づけが残るのは、中間評価に当たる見込評価と期間が終わった後の期間評価の2種類になります。

以降同様に、次のページ3の評価方法ですが、評価方法についても、(1)年度評価の部分を削除ということになります。これについては、本日お認めいただければ、12月11日から施行するという案になります。

続きまして、年度評価に係る実施要領、先ほど御覧いただいた資料4の表の2行目のものですけれども、こちらは資料7を御覧いただきたいと思えます。

長野県立大学の各事業年度の業務実績に関する評価に係る実施要領ということで、これは年度評価に関する実施要領なものですから、もうこれは要領そのものを廃止とする案でございます。以上が、本日お諮りする要領の改正と廃止になります。

恐縮ですが、先ほどの資料4にお戻りいただきたいと思えます。

一番最初のページになりますけれども、今御説明申し上げましたのが、真ん中の2の(1)の表の上の黒い太枠で囲ってある二つの基本方針の改正と実施要領の廃止でございます。なお、本日お諮りはしませんが、あと二つ、関連するものがございまして、その表の3行目の見込評価に係る実施要領、4行目の期間評価に係る実施要領についても、若干改正が必要となります。ただ、こちらにつきましては、新年度の第1回評価委員会でお諮りすることを想定しております。

続きまして、本日委員の皆様にお諮りしたい点、2点目でございますが、御覧いただいている資料4の下のほうにある2の(2)「中期計画進捗状況の確認方法」ということでお諮りをさせていただきたいと思えます。

こちらは来年度の評価委員会の在り方ということで、単純に言いますと、法律上の年度評価の義務づけはなくなります。ただ、来年、再来年、その次の年と何もしないのかというわけには当然まいりませんので、こちらが委員長案ということで御説明させていただきたいと思えます。

年度評価が廃止されたことによりまして、評価の義務づけがなくなったので、そういう形で中期計画の進捗状況の確認をすることはなくなりました。ただ、大学法人とすれば、中期計画の進捗管理の面、設立団体である県、それから評価委員会とすれば、県立大学の過年度の業務実績の把握の不足等が懸念をされますので、以下のとおり対応することとしたいということで、その下の四角の案でございます。これについては、これまで義務づけられていた年度評価はなくなるんですけれども、評価に代わる方法で、県立大学の中期計

画の進捗状況を確認するようにしたいということで、大学法人の協力も必要なものですが、県立大学、それから山沢委員長と相談を重ねさせていただいて、今、四角で囲ってあるような記載の委員長案のとおり、実施をさせていただければと考えております。

法人のほうは、自己点検、評価報告書（仮称）でございますけれども、これを作成し、県に提出することで、中期計画の進捗を適切に管理する。大学法人としてもしっかり管理する。

一方、県のほうは、大学から提出された自己点検、評価報告書、これによりまして過年度の業務実績を把握する。さらに毎事業年度に評価委員会を開催し、大学から提出されたこの自己点検評価報告書により、中期計画の進捗状況を確認する。さらには、確認の状況について、これまでどおり山沢委員長から知事に報告をいただき、設立団体の長にも把握をしていただくというようになるのが委員長案でございます。

なお、今回地方独立行政法人法が改正されて、年度計画や年度評価の義務づけが廃止された理由ですけれども、この資料4の上のほう、1の下に法改正趣旨のところにも書いてありますが、法改正趣旨は負担軽減でございます。公立大学法人がより一層教育・研究の質の向上に取り組むことを目的とし、また設立団体においても、この評価委員会事務の軽減ということが法改正趣旨になっておりまして、これについては、実は国立大学が既にそうになっていたことによって、公立大学法人もその例によるという趣旨でございます。

したがって、今回お示しした委員長と相談させていただいた案は、当然この法改正趣旨の負担軽減にも配慮した上で、ただ必要なことはやるということで、年度評価の義務づけ廃止後も、きちんとこの評価委員会や設立団体である県において、中期計画の進捗状況の確認をできる方向と考えております。

また、毎年度こうして進捗状況を確認した内容を積み上げていくことで、4年度の見込評価、それから6年度の期間評価につなげていけるということで、期間評価や見込評価の際の負担軽減も図れるものと考えております。

最後にこの資料4のページの一番下、(3) 来年度のスケジュールでございます。仮にこんなような案でお認めいただくということであれば、(3) 来年度のスケジュールでございますけれども、例えば、5月頃に第1回評価委員会開催を予定しております。これは、今年度末で委員の皆様が任期が満了となりますので、ここで改めて委員長互選を行います。また、先ほど申し上げました残る要領や実施要領の改正をさせていただいた上で、県立大学の視察と記載をしております。これは県立大学側との調整次第ではございますけれども、本日も旧明和寮の不要の議案を審議いただくに当たって、久保田委員や清水委員には現場を御覧になっていただいたことがなくて、私としても大変申し訳ない限りですが、せっかくの機会でございますので、今後任期初めに、コロナも明けましたので、県立大学の視察ということで、大学を理解する機会の一助にもなるかと考えております。

その後、9月頃に法人から県に、これは任意のものになりますが、自己点検・評価報告書（仮称）を提出いただく。その提出いただいたものを受けて、秋頃に第2回の評価委員会を開催させていただき、そこで過年度の県立大学の業務実績を把握し、第2期中期計画の進捗状況について、委員の皆様にご確認していただく場と想定をしております。

以上、説明が長くなりましたが、評価に係る実施要領等の改廃、それから、来年度以降の中期計画の進捗状況の確認方法について御審議いただければと思います。よろしくお願

いたします。

○山沢委員長

ありがとうございます。今御説明がありましたけれども、大きく分けて二つお諮りいたします。1段階目は資料4のトップページでございますように、2の法令改正に伴う対応の(1)の評価に係る要領等の改廃ということで、改正と廃止二つございます。資料5・6、資料7で御説明いただきました。まず、これについて御質問等ございましたらどうぞ。

○伊藤委員

まず質問ですが、公立大学法人の中期目標期間というのは6年と決まっているのでしょうか。

○丸山県民の学び支援課長

おっしゃるとおり、地独法、法律の規定で中期目標の期間が6年と定められております。

○伊藤委員

ありがとうございます。今回の第1期の6年も、コロナがあつたりして社会環境の激変がすごくあったので、1期6年でばっと見るということが無理というか、いろいろ変わっていく部分が相当あったので、1期6年という単位だけで評価していいかという、なかなか難しいところがあったなと思います。

ただ、法律の改正により、業務負担は大学側は本当に多かったと感じておりますので、これに従っての改廃というのは進めることだろうと思っております。

なので、(2)のほうは非常に重要度があるんだろうなとは思っております。重ねて申し上げますと、(2)のほうは、あくまで大学側の自己点検・評価報告書という年度ごとの、年度とは書いていませんが、きっと年度ごとだろうと思っておりますが、その作成という向こうの作成に基づいてということなので、今までですとデータを出していただいたり、ヒアリングがあつたりというふうに、実情を確認する機会や資料があつたんですが、これを拝見すると、もう出たものを基に見ていくという、非常に簡略化された確認になっていくんだろうということだと思っております。ある意味、もしこれを進めるならば、大学側の情報の公開や実情をオープンにきちんと出していく姿勢というのは、より重視される必要があるんじゃないかと。評価委員会だけではなく、県民に対してどういう大学であるかという情報提供が、やはり広報が実態に即したものとどうか、都合のいいものだけが出てきては判断ができないなという感じがあって、そこを進めていただきたい、より大学側にお願ひしたいという意見と質問です。

○山沢委員長

一部、次の話合いのテーマに入りましたけれども、まず、資料5、6、7で示されますように、年度評価の記載の削除、年度評価廃止に伴う実施項目の廃止、これについてはよろしゅうございますね。

(委員同意)

○山沢委員長

ありがとうございます。

中期計画進捗状況の確認方法についてですが、4年目に初めて聞いた、でも終わっていますだと、大学側の負担は楽になるでしょうけれども、それでは県民に対してきちんと自分たちの業務を理解していただくような努力に欠けるという面もあるのではないかとこのことを考えまして、ここに書きましたような、具体的にどうするというのは書いていないんですが、自己点検、評価報告書でお話を聞くということになると思います。

今、伊藤委員が言いましたように、勝手に相手がしゃべったのを黙って聞いているのかということでしょうけれども、それはいろいろなやり方があるのではないかと。今までのように文章で、これがおかしいから直せというのではない方法もあるのではないかと、しっかり話をし合うということもあるだろうし、いろいろあるんじゃないかと思えます。

ただ、基本的には法改正の趣旨をしっかりと考えまして、負担軽減にも十分配慮した上で、自己点検評価に基づいた報告書について、評価委員会としてきちんと議論をするということが必要かと、そういう意味でここに提案してございます。

実は、大学のほうは、今言ったようなイメージのお話では、ある程度一緒にやってくれるという雰囲気であることは間違いないです。その辺、忌憚のない御意見をいただいて、もっといい方法があれば、そういう方向も提案していきたいと思っております。

長くなりましたが、ぜひ御議論よろしく申し上げます。

○丸山県民の学び支援課長

地独法に基づいて、義務づけで大学から評価委員長宛に出していたものが、今お話しした委員長案は完全に任意です。協力の下に大学から設置団体宛てに出してもらったものを評価委員会の皆様に情報提供して、そこで御議論をいただくという形になります。

○山浦委員

県でやる補助をやるみたいに。

○丸山県民の学び支援課長

そういうことですね。ただ評価委員会的にも、じゃあ4年後の見込評価のときに、いきなりこれまでの4年間を総括しろというのは無理なので、その積み上げをいただくという意味もあります。

○伊藤委員

今のお話だと、中期計画の評価は直接来るということですね。

○丸山県民の学び支援課長

前と一緒にですね。令和10年にやる見込評価と令和12年にやる期間評価は、これまでどおり大学から評価委員会に直接送られてきます。それは残っています。

いきなり今まで何もやっていなくて評価しろと言われても、たぶん今度見込評価や期間評価が相当大変になってしまうと思うので、やっぱりそれまでの3年間の議論は必要だなと。

○山沢委員長

そんなのが来てもう4年も過ぎてしまって、全部終わったのに、今さら何を言うのかと。

○丸山県民の学び支援課長

計画期間の半分ぐらい終わってしまいますね。

○山沢委員長

それで、おかしいなと言ったとき、かえっておかしくなってしまいますね。

○丸山県民の学び支援課長

そこを防止するためにこういう毎年の会議も必要だということだと思いますので。

やはり法律上の義務づけはその負担軽減ということをやったんですが、私どももちよつと委員長と相談させていただく中で、ほかの公立大学も同じ状況に置かれているところがあるんです。去年計画期間が終わったところが、じゃあ来年からどうするかと。照会した結果だけ参考に申し上げますと、やはりさすがに何もやらないというところはないです。それはないと思います。何もやらないところはなくて、未定・検討中というところはございました。全部で14だったんですけれども、14のうち未定や検討中が二つで、残る12県に関しては、やはり評価委員会は全くやらないというわけではなくて毎年やります。ただ、今までみたいにa、b、c、dという評価は、当然、もう義務づけがなくなったので負担軽減でやらないけれども、毎年評価委員会はやって、そこで過年度の業務実績について報告を行うというところが12県で一番多かったというところです。

○山沢委員長

私もこれを考えるに当たって、第2期中期計画などを見てみると、例えば来年の今頃、どんな報告書を書こうかなと大学当局の責任者として考えると、結構書けるんですね。この辺はこう書いてあるけれども、この評価指標のうちこの辺までやりましたよとか、そういうのがすぐ分かるようになっているから、そのぐらいの説明でも十分で、やっていないところは無理やり何かやるのではなくて、実はここはやっていなくて、ほかにやることがあったから次年度以降やる予定なんですよということを知りただけでも全然違うと思うんです。そういう話が今もできればいいなと思って、こういうふうに言っているんです。

我々、実はこの自己点検評価を大学で書いている人たちと直接話をしたことはないんです。当たり前ですけども。向こうもしたくないだろうけれども。それがあってもいいけれども、そういうことで向こうにとってもいいチャンスじゃないかと。僕が学長なら、そういう意味でどんどん聞いてしまえと。こういうのは計画したけれども要らないと考えていると。そういうのをどんどん言い合ったほうが進むと。

○山浦委員

今想定しているのは、自己点検、評価報告書というものは、今までやった細かい100個もあるようなものを想定しているわけですか。

○山沢委員長

そこは違います。

○丸山県民の学び支援課長

あれと同じものは来ないという想定です。様式は任意でまだ検討中ということです。

○山浦委員

あれがああいうふうに来るか、そうじゃなくてどうなるかによってだいぶ違いますね。

○山沢委員長

ただの○×だけのが来る可能性もあるし。

○山浦委員

項目立てが100個もあるかどうか、まとめた五つか六つあるのでやってしまうのかそういうことですね。

○山沢委員長

項目だけでも結構あるんです。計画書は出ています。第2期の実施計画がある。これに少なくとも小項目42番まではあります。このほかにもある可能性も。

○丸山県民の学び支援課長

一応法改正の趣旨は先ほど御説明したとおりですが、国も負担軽減で年度計画はやめるんですけれども、一方で、そうすると伸び伸びしてしまっって何もしなくなってしまうという危険性もあるので、やめる代わりに中期計画6年間の中に指標を設けろとしたんですね。なので、去年県立大学さんがつくった中期計画の中には、目安となる指標、例えば県内就職率は100%とかいろいろな指標があります。ちょっと御議論はありましたけれども、例のFD研修に1回以上の参加でいいかどうかというのがありましたけれども、いろいろな指標があるので、少なくともその指標が前年度どうだったかという報告はあると思います。それがないと、全然中期計画の進捗管理ができないので。

○伊藤委員

できれば、(2)の委員長案の四角の中の県の②の「・」の「每事業年度に評価委員会を開催し、上記報告書により」というところを、「上記報告書及び大学とのヒアリングにより」とか。

○山沢委員長

ヒアリングはまた嫌がる。

○伊藤委員

でも、さっきの視察も含めて、ちょっと話せないときっと実情が、データというのも御負担かもしれないので、せめてどんな御様子かというのを。

○山沢委員長

書くのに1か月ぐらいかかっているわけでしょう。会うのなら1日だからね。

○伊藤委員

いろいろなところでちょっとずつ、やりやすいほうに行くのはもちろん大事なんですけれども、何となく目標が変わってくるというか、そこが中期の6年でこういう方向に行ってしまったのかというと、本当に県の税金に基づいているので、直接行って会いたいというのをどこかににじませていただければ。

○山沢委員長

ほかに御意見お願いします。

○久保田委員

評価委員会としての書面を出すわけではないけれども、ここで討議されたことについてとか、意見の傾向については当然伝える、インフォーマルな形ですよ。

○山沢委員長

だから、ああいう紋切り型の文章ではなくて、私が議事録を持って行って、こういうことですよというふうな話をして構わないし、あるいは向こうの委員が来てくれて、そういう話を一回しようということでもいいし、それはいろいろなやり方があるので、ただ、何はともあれ、全然ほっぽりっ放しで知りませんと、4年目に初めて聞きましたでは通用しないのではないですか。そう思っています。

清水先生の大学ではどうですか。評価の方法が変わったというので、上のほうの人は楽になったとか、そんな話をしている人はいますか。

○清水委員

わりと真面目にやっているのではないかなと思っています。何か変更しようとかということが議題に上がるときも、中期計画でこう言っているとか、自己点検でこういうふうな評価になるからきちんとやらないといけないよねという感じで、教員のほうも意識を持っている人が引っ張っていているという認識です。

もちろん緩やかにやっている人もいますけれども、自発的に頑張ろうとしている人が結構いるかなという認識です。

○山沢委員長

ありがとうございます。素人で分からないんですが、地方独立行政法人法でほかの法人もありますよね。公立大学法人以外で。そういうところの中間というのはどういうふうにするんですか。

○丸山県民の学び支援課長

これが基本的には大学の今までと同じスキームです。今回年度評価の義務づけが外れたのは大学だけです。

○山沢委員長

そうですね。

○丸山県民の学び支援課長

今まで国立大学がまず外れていて、公立大学もこれで外れたんですけれども、例えばほかの地方独立行政法人だと県立病院機構でもやっていますけれども、そこは全く変わりはないです。

○山沢委員長

確かに大学の場合はいろいろと国が変わっているところだから、6年前に決めたようなことにとらわれたくないと偉そうなことを言う人がいてそうなったんだと思いますけれども。どんどん改革していくんだという前提の下に、ああいう緩やかな形になったと思うんですけれども。

いかがでしょうか。確かに自己点検、評価報告書によりというこの文章は、負担軽減ということを考えると考えなければいけないというのがあるんですけれども、今申し上げたようなイメージとして、中期計画の進捗状況というのは、毎年度確認していきたいと。その具体的な方法としては、今はこう考えているというふうなことの時点で、この案を御賛成いただくということよろしいでしょうか。

○山浦委員

1年に1回はやるということですね。

○山沢委員長

それはぜひ。

○伊藤委員

それは賛成ですけれども、ここで取り決めたことは、別に法律でも条例でもないですよ。委員会としての取り決め、位置づけみたいなもので。

○山沢委員長

あくまでも任意のという。

○伊藤委員

任意のという形ですね。そうすると、これの効力というのはどんな。

○丸山県民の学び支援課長

効力といいますと、要は委員会においてこういうふうにやっていくということを今日お諮りいただいて決めたということなので、来年度はこの方針に沿ってやっていくと。当然大学の協力抜きにはできませんので、実はこの案であれば、何となく大学のほうも対応可ということで、事前の調整はできております。

ただ、今日いただいたようないろんな御意見は、先ほど久保田委員からも、当然来年まずこれでやって、評価委員会でこういう意見が出たということは大学に伝えていかなければいけない。そのときに過年度の業務実績に対する評価委員の皆様の御意見だけではなくて、そもそもこういうやり方についてももっとこうしたほうがいいんじゃないかというのは、委員会でこういう意見があったというのは伝えていって、今、伊藤委員がおっしゃるとおり、これは効力というか、任意のものなので、やり方というのはこれでもうずっと永遠に決まりということではなく、大学との話合い、協議の中で、向こうが了解してくれるよりよいやり方があるのであれば、それは模索し続けなければいけないのかなと思います。

○伊藤委員

例えば、第2中期計画の時期についてはこのように評価委員会としては取り組んでみるみたいな、3期というか、その先についてまた今のお話だと、ただこれで毎年毎年というよりは、第2中期計画の範囲については、おおむね法律の改正に従うと同時に、評価委員会としては年度についての今までとは違う形で行いつつという、そんな期限の設定ですか。

○直江県民文化部長

やっていく中で、よければそれを続けていけばいいでしょうし、毎年度やってみて、不具合があればそこは直していくという余地は当然残しておかなければいけないと思っていますので、決めたらもうその6年間これで行くというよりは、もう少し柔軟にやっていったほうが良いと思っています。

○山浦委員

大体11月から12月は1回でいいんですね。

○丸山県民の学び支援課長

法改正の趣旨にのっとって、委員の皆様の負担軽減にも配慮しなければいけませんので。

○山浦委員

今40項目あるのはある程度見ていく作業をすると、こういうことだね。それでいいじゃないですか。

○山沢委員長

ありがとうございます。では、(1) (2) と二つ終わりました。では今日の本題のところに入らせていただきます。

これは、公立大学法人長野県立大学第1期中期目標の期間の業務実績の評価についてでございます。前回の第5回の議論、それから委員の皆様にはコメントの確認もいただきました。それを基にしまして資料8の評価報告書、資料9の評価結果報告書資料編、それから資料10の参考意見書をつくりまして、これを御確認いただきまして、評価委員会の評価結果を本日決定したいと考えております。

既に法人には、この評価案を10月31日に送りまして、11月12日に法人から評価結果に対する意見申し出を受け取っております。なお、この申し出は実施要項5の評価結果の決定手順の2に基づきまして、評価書の原案に対する意見申し出の機会を付与したというところがございます、これが評価委員会宛てに提出されているということがございます。

同実施要領の4の(3)に基づきまして、法人から出ました意見の申し出というのを検討を行うということは確定しております。したがって、本日委員の皆様には御検討をお願いするということがございます。

今の資料のほかに、委員配付資料というものがあるかと思いますが、委員配付資料の1が法人からの意見の申し出でございます。委員配布資料1を御覧ください。法人からの意見の申し出の検討ということがございます。法人からの意見の対応案として、評価委員会の小項目別評価に対する意見、それから評価コメントに対する意見、参考意見書への掲載に関する意見の三つに分類されていると思います。これを順次検討していきたいと思えます。

まず最初は、委員配布資料1ページの(1)評価委員会の小項目別評価に対する意見、その一つ目が、1ページ目でございますように、小項目45についてでございます。どうなっているかという、項目が書いてあって、評価結果・コメント(案)というのが、これは委員会がつくったもの。それに対して法人の意見が真ん中に書いてありまして、これを読みまして、私としては対応案を一番右端に書いております。

小項目45は長い文章になっていますが、次のページを見てください。小項目3についても書いてございます。これは英語集中プログラムの少人数クラスの話です。これに対して法人がこういうことを言っているということで、これは後で説明しますけれども、対応しなくてもいいんじゃないかなと。聞きましたよということ。

それから小項目9についても、海外プログラムで特別な事情、先ほど伊藤さんが言ったように、みんなが行くというふうに決めていたのがいつの間にかいろいろ理由があって、行かないのもしようがないところが出てきたというのを、我々がそうじゃなくしているのはけしからんということで、それも対応なしでいいんじゃないかなと思っております。

そして(3)が参考意見書への掲載に関する意見ということで、これは小項目8で、参考意見ですから、長野県の健康長寿をけん引するリーダー人材を育成するため、研究科に関する情報発信を広く行っていただきたいということを小項目8のところに書いたんです。これは実は小項目16のところでも同じような内容でございます、そちらに書いてあるんじゃないかと。同じようなのを2回書くなということでした。これは16に書いたので、8のほうを取ってしまうと。

それで、少し前に戻りますと、小項目9の海外プログラムについては、先ほど申し上げましたように、健康面と経済面に事情がいろいろあるのは分かっているけれども、やはり基本的に海外プログラムというのは参加であるということが必要だということを、厳しく守ってほしいという我々の意見は変えたくないとは考えております。したがって、これは対応しないと。

それからその上の小項目3については、法人意見の内容を見てみると、もっと金を出してくれたらちゃんと人を雇うと、32人のクラスにおいても25人程度のクラスと遜色のないように質の担保に努めていると。具体的に何をしているか聞きたいんですけども、分かっているのは、努力して25人クラスをつくるように頑張っていたきたいということで、これも対応はなしです。

問題は一番最初に戻りまして、小項目45です。これはなかなか複雑でございまして、言っていることは、法人の意見の内容ですごく分かりにくいところでした、まず、これは、私どもが言ったのは、第1期中期計画期間6年間の、これは四つの年度計画、同じ年度計画が四つ出てくるんです。その評価というのが書いてあるとおり、sは第1年度計画にsが2回出てくるだけなんです。あとはみんなa、そういうふうに小項目45が四つの年度計画から成るんだから、それをちゃんと見た上で項目評価をしたいというのがあのときの意見に近かったと思います。そういうふうに考えていくと、sではなくてaではないかということを行ったわけでは

そうしたら、法人が言うのは違うんだと。法人の意見としては、年度計画というは第1の年度計画、sが二つついているもの、それがメインだとお考えのようです。交流協定とか交流留学協定の締結をきちんとやって、それにのっとってこの事業を展開したと。それは交流協定、交流留学協定の締結の先がある、それはもう平成31年度の時点で2校、明知大学と輔仁大学ときちんと締結している、こことやっているから、その後ちゃんとやってきているからいいんだと。

そしてコロナがありまして3年間動けないということがあって、令和5年度になって、さらに7校増やして全部で9校にしたと。それでこの第1年度計画はsがあって、また最後にsが出てくるというふうになっているわけです。

大学としては、この平成31年度に決めた2校との間で締結しているから、もう交換留学協定とか交流協定を増やすということは問題ではなくて、ちゃんと実施はしていたということで、何が不足だと、もうちゃんと協定する先もあるのに、それが増えていないからというだけであって、コロナという事情で増えなかったことがあるからということで、きちんとこの小項目をこなしていないというのはおかしいのではないかと行ってきています。

彼らの大学の部分に従うと、やることに決められた年度計画に従ってそれをきちんとやっていくというより、とにかく交流協定で学生を海外へ行かせる、海外から学生を取るということはちゃんとやってきたんだから、何が文句あるのかということをごをここで言うよう

いわんやaで、私どもに対して、第1期6年間でちゃんとやっていないからaだという理由は、大学の将来、将来の経営の改善の促進に全くつながらないコメントだからと、こんなものは聞いていられないというのが最後に書いてあることになります。

確かにこういうコロナの時期にもかかわらず、きちんと学生の留学、外国人の引受に関

してはきちんとやっているということであって、年度計画の一つで、一番基本のところはきちんとやっているということも含めまして、コロナも含めて、aをsに変えてもいいかなとは思っています。

ただ、大学の国際交流は、ただ学生が仲良くするというのではないですね。県立大学ですから、長野県のこと考えなければ、地域貢献の中に国際交流を含めるということも絶対必要になってきているわけです。たしか、年度計画の第4番目に教職員も海外に出ていく。できれば、大学と連携している産業の方も行ってもいいようにする。そういう地域の社会貢献に対して、国際化というのを入れていく、非常に重要な項目が入っているんです。そういうことに気がついてほしいです。

次の委員配布資料2に四つの年度計画があって、1番目の年度計画を中心に考えると、大学のおっしゃるとおりであると。私はこの一番最後の項も必要だと、あと2番、3番も留学活動をきちんとやっていく上では、こういう支援をきちんと取ると。sの評価で、計画以上のところで取っていくということも必要になると、今思っています。

いかがでしょうか。そうは言ってもこのままaでいいんじゃないかという御意見ももちろんあるかと思います。

山浦さん、いかがですか。

○山浦委員

分らないですね。要するに、これは年度評価なんてやる必要はないということで、最後にできていればいいんじゃないかということを行っているんですよね。途中よりも、最後によくできたからいいと、こう言っているように私には聞こえるんですが。ここはaやbやcでも、最後がsになっていればいいと、言い分はこうですね。

○丸山県民の学び支援課長

全部に通ずるものではなくて、たぶんこの目標は、協定を締結した学校ということであると、山浦委員がおっしゃるような考えかもしれないです。要は営業成績を最終的に達成しているんだから、途中は、毎年コンスタントに成績を上げたわけではないけれども、最後にまくって達成したというような感じですね、言い分とすると。

○山浦委員

そういう考え方もないとは言えないですが。

○山沢委員長

特に令和2年、3年はうんと苦労したのはよく分かるんですね。だからそういうのを認めてもいいかなという気もするんですが。

○山浦委員

四つあるうちの2番目3番目以降は何でもいいやみたいで、1番目に来ていいやと言って。よく分からないけれども。

○伊藤委員

私は、評価委員会は各年度も含めて議論を積み上げた上でこの結論を出しているのに、委員長のコメントもそのままいいのではないかと。それは別に、aの評価なので悪い評価をしているということではなく、計画は非常に良好ですよと言っているお話だと思うので、決して未達であるとか、おおむねとか言っているわけではなくて、達成していますよねという評価を出しているだけなので。

ポジティブな内容に評価を、コロナ禍にもかかわらず大学として非常な努力をしてこれだけの結果を残されたことは非常に高い評価を下すことができるという中で、良好であるという結論で。

○山沢委員長

コロナ禍の6年間の努力の成果として、立派な成績を残していることを評価すると。

○伊藤委員

大学側が出してきたのと評価委員会のものがずれているのはこの項目だけですか。ほかは全部大学とこっちが一致しているから、ずれているところが気に入らなかったわけですか。

私は、ここまでの海外展開は、大学さんもすごく御苦労されたと思うし、特定の先生方に御負担がいつているのかなという印象もあったりはしていますが。

○山沢委員長

ものすごく負担になっていますね。

○伊藤委員

そんなことが考えられたから、それでこんなに頑張ったのにaなのかと、aでいいじゃないかと、aはすごく頑張ったんですよと。

bでもないし。私はaのまま、肯定的な、良好ですねと思っています。

○山浦委員

a プラス。

○久保田委員

私もコロナ禍で提携校を増やす努力を水面下でされていたというのが分かって、そこは非常にフォーカスするんですけども、単純に31年度をめどにと書いてあるけれども、それ以降も不断に増やしていくことを続けていくということが前提のはずで、ここでやめてしまうというわけではないから、水面下で努力していたというのは、当初予定していたところは続けて、それは大変だったと思いますけれども、その結果、さらにプラス7校になったということなので、それはあり得るというか、通常予定していたことができたのではないかと。あるいは逆にここに数値目標が明確にあるんだったら、それを超えたとか評価ができるんですけども、そうじゃないので、やはりaなのかという感じはします。

○山沢委員長

清水委員、どうですか。

○清水委員

やはりコロナのときはうちの大学も非常に大変だったので、その御苦労は想像するんですけども、評価はこのままでいいんじゃないかなとは思っています。

○山沢委員長

コロナのことをうんと褒めて書けば。

○清水委員

確かに本当に、私も国際学科に所属しているので、海外に学生を出せなかったというので違う取組をしたんですね。例えばオンラインで海外の事情を紹介するみたいなものだったり、本当に苦労したので想像はできるんですが、とはいえ、いい評価といい評価で挟んだから、オセロのように全部色が変わるといようなものでもないかなと思いますので、今、皆さんがおっしゃったようにa評価のままでいいのではないかと思います。

○山沢委員長

それでは、皆さんのお話を聞いて評価はこのままということで。ただ、コメント案としては褒めるということで、評価としてはaであるという形にしたいと思います。

○伊藤委員

確かグローバルイノベーションですよ、大学が掲げているのは。グローバルイノベーションは、社会的な変化潮流にいかに対応するかというのが目標ですよ。まさにそういう渦中に、この6年間、しかも6年間であって、そこでこういうふうに平成31年にしましたみたいに、グローバルイノベーションだったらもうちょっとイノベティブに、大変だったんですというのではなくて、そういう意味では、sの評価に値するものなら、もうちょっと変化があっても。おおむねではなく、aだというのは、非常にグローバルイノベーションでaで十分すばらしいのではないかと。

○山沢委員長

コメントの部分は後でメールでお送りしますのでご確認願いますありがとうございます。

これでこの申し入れに対してはよろしいですね。

じゃあ、このとおり対応ということで、資料8、9、10をもう一回見てみましょう。

資料8、これは評価結果報告書でございます。今言った話ですが、4ページ、「Ⅱ 全体評価」があるんですが、小項目45がsになるとすると特別に書かなければいけなかったんですが、sではないということなので、ここはこのままになります。

次の5ページ、大項目別評価の表がありますが、これは今国際交流のところが変わりま

せんので、そのままということです。具体的には8ページで、これも変わりませんのでこのままの文章でいきます。

資料9の資料編です。37ページ、45、これは評価は変わらない、このコメントのところを前向きにうんと褒めると。これは皆さんにお送りしますので、チェックをよろしく願います。

それから資料10は、法人からの意見は全くそのとおりで、1ページの「1 人材育成の方向」の小項目8は削除ということになります。その下の16に同じ文章が書いてあります。「大学院の入学者を」から始まる場所の2行目、「長野県の健康長寿をけん引する」と、同じことが書いてあるので、(小項目8は)削除ということです。

今の資料8、9、10は知事に提出するものでございます。コメントのところは申し訳ありませんが、皆さんにメールでお送りするのでチェックをいただくようにしたいと思います。

以上でございます。特に御意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

では、本日予定しておりました協議事項はひととおり終わりました。全体を通じて、皆様御発言がございましたら、お願いいたします。

これで本日の議事は全て終了ということにさせていただきます。御協力ありがとうございました。

期間評価に係る今後のスケジュールを事務局から簡単に御説明いたします。よろしくお願い致します。

○事務局

本日御議論いただきましてありがとうございました。御議論いただきました内容を基に、評価結果報告書等の最終版を作成しまして、委員の皆様にもメールでお諮りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

評価内容を確定後、1月15日に山沢委員長から知事に評価結果報告をいただきます。その後、2月議会で県議会に評価結果を報告いたします。山沢委員長には法人に訪問いただきまして、評価内容を説明していただく予定でございます。こちらの日程については調整中でございますので、また決まりましたら御案内させていただきます。以上でございます。

○山沢委員長

いずれも何回も同じことを言いますが、知事及び法人に対しては、来年度のことについては、ぜひ御協力をくれぐれもよろしくお願い致しますということを申し上げてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

3 挨拶

○丸山県民の学び支援課長

山沢委員長、どうもありがとうございました。

それでは、直江県民文化部長より御挨拶申し上げます。

○直江県民文化部長

それでは、閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。7月の年度評価から始まりまして、約6か月間の長期にわたりまして、山沢委員長はじめ皆様には、御多用の中、集中的に御審議、そして評価結果の取りまとめをいただき、誠にありがとうございました。

大学は、平成30年度に開学いたしまして、最初の中期目標期間の評価が終了したという形になります。県といたしましては、今後とも長野県立大学が持続的に発展していかれますよう、今回の評価結果を参考にいたしまして、今年度からスタートしている第2期中期計画の達成に向けて、法人と共に取り組んでまいりたいと考えております。

来年度から、先ほどお認めいただきましたので、年度評価という形ではなくなりますが、評価委員会の皆様には、県立大学の中期計画の進捗状況につきまして御確認をいただく形にはなりますので、引き続き、県立大学の教育・研究の質の向上のために、御指摘、御協力、また大所高所からの御意見をいただきたいと思いますと思っております。

これまでの御審議、御評価に感謝申し上げます、引き続きまたお願いを申し上げ、私からの御礼とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

4 閉会

○丸山県民の学び支援課長

以上をもちまして、「令和6年度第6回公立大学法人長野県立大学評価委員会」を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(了)